る法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項第二号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のものをいう。）	［略］	冷蔵機器及び冷凍機器
場合は、十台。貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車）の場合は、千台）	［略］	
	業務用一体型冷凍冷蔵機器（第一種特定製品のうち、業務用冷凍冷蔵庫であって、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度以上のもの、又は冷凍機を内蔵する冷凍・冷蔵ショーケースであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が七百五十ワット以下のものをいう。）	［略］
	業務用冷凍冷蔵庫の場合は、二百台。冷凍・冷蔵ショーケースの場合は、百台	
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考

一　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

二　［略］

三　この表及び表二において「設備用エアコンディショナー」とは、機械器具の性能維持、飲食物の衛生管理若しくは農作物の育成等のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のものをいう。

四　この表及び表二において「ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー」とは、ヒートポンプ方式のエアコンディショナーであって、内燃機関により圧縮機を駆動する構造を有するものをいう。

の運送の用に供する自動車及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項第二号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のものをいう。）	［略］	冷蔵機器及び冷凍機器
	［新設］	
［略］	［略］	［略］
［略］	［新設］	
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考

一　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

二　［略］

［新設］

［新設］